

信号または観賞の用に供するために煙火を消費する場合（①～⑦の重複使用可能）

| 種類 | 消費許可を 必要としない数量 |
|---|-------------------|
| ①直径6センチメートル以下の球状の打揚煙火 | 50個以下 |
| ②直径6センチメートルを超え直径10センチメートル以下の球状の打揚煙火 | 15個以下 |
| ③直径10センチメートルを超え直径14センチメートル以下の球状の打揚煙火 | 10個以下 |
| ④200個以下の焰管を使用した仕掛煙火 | 1台 |
| ⑤ファイヤークラッカーその他の点火によって爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く。）であって 火薬1グラム以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1グラム以下の煙火 （マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く。） | 300個以下 |
| ⑥爆竹（点火によって爆発音を出す筒物を連結したものであってその本数が30本以下のものに限る。）であって その1本が火薬1グラム以下、爆薬（爆発音を出すものに限る。）0.1グラム以下の煙火 | 300個以下 |
| ⑦競技用紙雷管 | 無制限 |

映画若しくは放送番組の制作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会
その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するために煙火（打揚煙火を除く。）を消費
する場合（①～④を重複して使用できる）

| 種類 | 消費許可を 必要としない数量 |
|--|-------------------|
| ①その原料をなす火薬若しくは爆薬15グラム以下の煙火 | 50個以下 |
| ②その原料をなす火薬若しくは爆薬15グラムを超え30グラム以下の煙火 | 30個以下 |
| ③その原料をなす火薬若しくは爆薬30グラムを超え50グラム以下の煙火 | 5個以下 |
| ④発煙筒、撮影用証明筒若しくは爆薬（爆発音を出すものに限る。）0.1グラム以下の煙火 | 無制限 |